

第1章

計画策定にあたって

1 背景

1-1 動物愛護管理に係る全国的な現状

近年、動物は単なるペットでなく、大切な家族の一員であるという考え方が広がっています。その一方で、動物の遺棄や虐待、飼育マナーの欠如による近隣への迷惑行為など、動物に関する様々な問題が発生しています。また、犬猫の殺処分頭数は従前に比べ大幅に減少するも、未だに多数存在し、国全体で年間約5.6万頭（平成28年度）に上ります。

1-2 国の対応状況

国は、平成18年6月に「動物の愛護及び管理に関する法律（以下、「動愛法」という。）」の一部を改正施行し、環境省が基本的な指針を定めること、動物取扱業の登録制の導入、学校等における動物愛護の普及啓発を進めること、都道府県が動物の愛護及び管理に関する施策を推進するための計画を策定すること等を新たに規定しました。

改正動愛法に基づき、平成18年10月に環境省が動物愛護管理行政の基本的な方向性及び中長期的な目標を明確化し、計画的かつ統一的な施策の遂行等を目的とした「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針（以下、「国基本指針」という。）」を策定し、都道府県は、地域の実情に応じて動物愛護管理推進計画を策定することとされました。

平成25年9月にも動愛法は大幅に改正され、動物取扱業者の適正化、終生飼養や適正な繁殖に係る努力義務化、罰則の強化等が盛り込まれ、さらに動物愛護管理推進計画に規定すべき事項に、災害時における動物の適正な飼養及び保管に関する施策が追加されました。国基本指針も併せて改正され、殺処分の減少や動物愛護への取組を一層強化す

べきとされました。さらに平成25年11月に、犬猫の殺処分がなくなることを目指すための具体的対策について検討を行うため、命を大切に、優しさのあふれる、人と動物の共生する社会の実現を目指す「人と動物が幸せに暮らす社会の実現プロジェクト」が発足しました。これを受け、環境省は平成26年6月に、殺処分を減らしていくための対策として、「飼い主・国民の意識の向上」、「引取り数の削減」、「返還と適正譲渡の推進」を示したアクションプラン「牧原プラン」を発表し、各対策を推進するために平成26年度からモデル事業を実施しています。

その他、狂犬病清浄地域とされていた台湾において、野生動物に咬まれた犬が狂犬病を発症したことを受け、平成25年9月に厚生労働省は、狂犬病予防対策に万全を期すため、「台湾における動物の狂犬病の発生状況について」を各地方自治体に通知しています。

1-3 北海道の対応状況

北海道は、国基本指針に則して、平成20年2月に「北海道動物愛護管理推進計画（バーライズプラン）」を策定し、「人と動物のより良い関係づくりを進める」、「道民生活の中で、生命尊重や友愛等の情操面の豊かさを実現する」の2点を目標に掲げた上で、重点施策として「動物の適正な飼養管理の推進」、「動物愛護の意識、慈愛の精神の醸成と涵養」の2点を位置づけ、北海道における動物の愛護及び管理に関する施策を推進しています。また、平成26年度から「人と動物が幸せに暮らす社会の実現プロジェクト」におけるモデル事業の取組を行っており、平成29年度においては、所有者不明の猫対策、広域譲渡の推進についての事業を実施しています。

1-4 札幌市の対応状況と計画策定の主旨

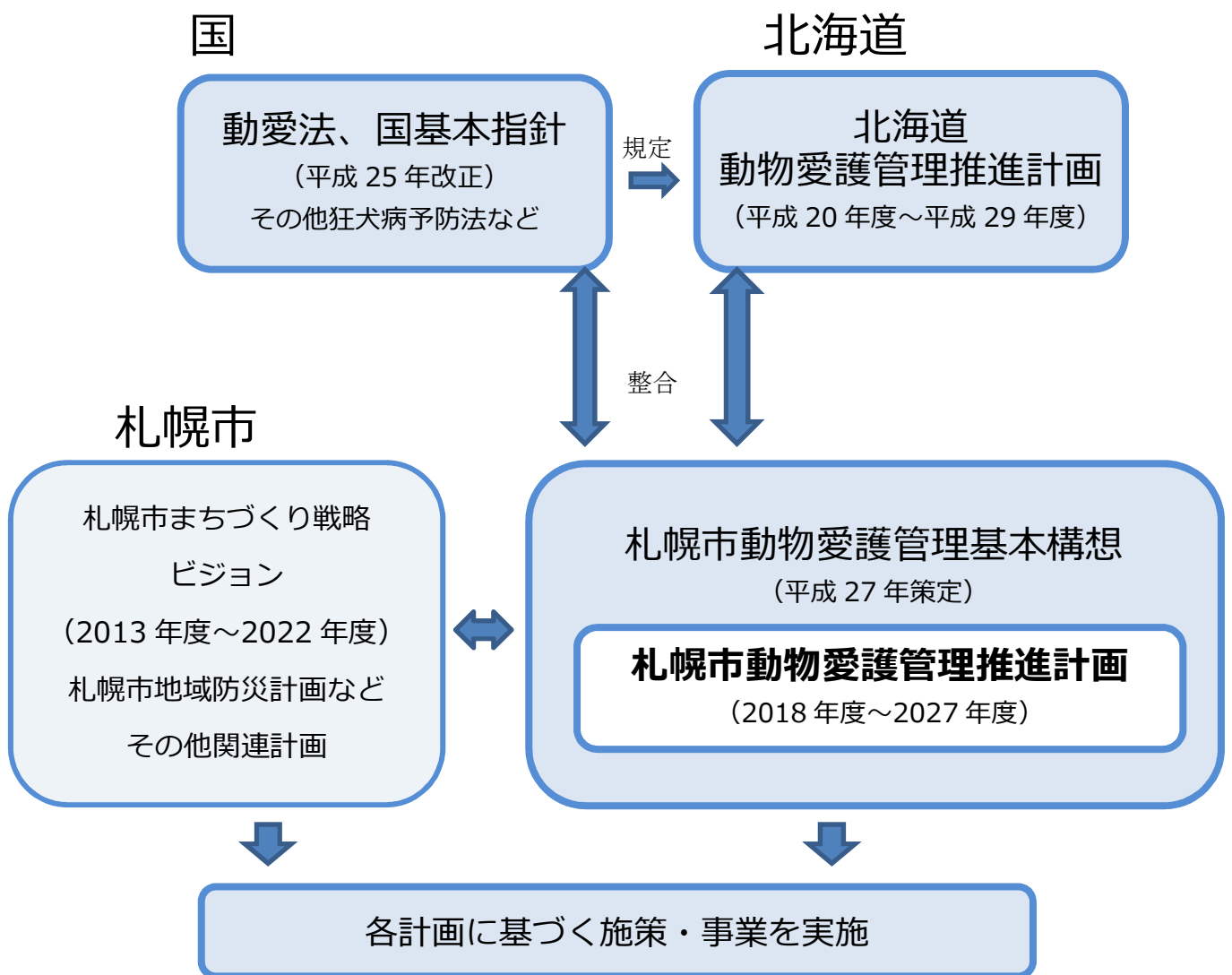
これまで札幌市では、国基本指針や北海道の推進計画などに基づき、様々な動物愛護管理施策を実施しています。しかし、犬猫ともに飼い主からの引取り数が多いことや、飼い主が動物を適切に管理していないために、他の人や動物が被害・迷惑を受ける事例も依然として多い状況です。さらに、動物を飼っていない方が、動物の習性について理解できず苦情につながっている事例や、飼い主のいない猫に関する問題も多くなっています。

これらの現状を受け、平成27年5月に今後の動物愛護管理に係る基本的な考え方や方向性を示す「札幌市動物愛護管理基本構想（以下、「基本構想」という。）」を策定し、「人と動物が幸せに暮らせるまち・さっぽろ」の実現を目標として掲げるとともに、「動物愛護管理に関する条例の制定」、「動物愛護管理推進計画の策定」、「動物管理センターのあり方の検討」を優先的に取り組む事項と位置づけました。基本構想に基づき、市民、行政、動物取扱業者、関係団体等の役割を明確にし、「動物愛護精神の涵養」、「動物の適正管理の推進」、「動物の福祉向上」の3つの基本施策を盛り込んだ「札幌市動物の愛護及び管理に関する条例（以下、「市動愛条例」という。）」を平成28年3月に公布し、同年10月に施行しています。

これらを踏まえ、基本構想に則して具体的な数値目標を明確にするとともに、市民・行政・関係団体等が果たすべき役割や具体的な施策、さらに必要な機能を考慮した動物管理センターのあり方を定めることにより、基本構想で掲げる目標の実現を図る「札幌市動物愛護管理推進計画」を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、札幌市の総合計画である「札幌市まちづくり戦略ビジョン」の基本的な方向に沿った個別計画として位置づけられ、また、札幌市の動物愛護管理行政の基本的な考え方や方向性を定めた基本構想に基づく実施計画として、動愛法、国基本指針、北海道動物愛護管理推進計画、その他の関連計画とも整合性を図っていきます。



3 計画の対象となる動物

計画の対象となる動物は、市動愛条例に基づき下記のとおりとします。

○牛、馬、豚、めん羊、山羊、犬、猫、いえうさぎ、鶏、いえばと及びあひる

○そのほか、人が占有している動物で哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するもの

4 計画期間

2018年度（平成30年度）から2027年度までの10年間

動愛法に基づき、各都道府県で策定されている動物愛護管理推進計画の計画期間が10年間として設定されていることを踏まえ、本計画の期間を2018年度から2027年度までの10年間とします。なお、法律改正等の社会情勢の変化や計画の進捗状況等による見直しの必要が生じた場合は、適切な措置を講じます。